

社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会

令和3年度 事業計画

基本方針

我が国は、少子化、高齢化による人口減少、労働力人口の減少、加えて地方は過疎化という大きな課題に直面しています。また、地域住民が抱える生活課題も多様化、複雑化しており、既存の福祉制度だけでは対応が困難な中、地域で暮らす全ての人がいきいきと幸せな生活を送るためには、住民同士の支え合いやセーフティネット機能の強化が重要になっています。このような状況の中で、国においては、地域包括ケアシステムの構築や生活困窮者自立支援制度等により、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組むとしています。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な課題を抱えた住民が制度の狭間で支援が届かない状況を作らないよう、社会福祉協議会の役割も大きくなっています。

令和2年度に開始した福祉まるごと相談窓口事業では、本人・世帯の属性にかかわらず柔軟に受け止め包括的に支援を推進します。日本財団からの助成事業である子どもサポート事業では、b&g 尾道が尾道市の委託事業に移行しますが、引き続き適切な運営に努めてまいります。

平成28年度から取り組んでいる生活支援体制整備事業を柱に、住み慣れた地域で安心して生活するために、地域づくりを進めていきます。新型コロナウイルス感染症により活動の制約はありますが、認知症カフェ推進事業や認知症高齢者見守り事業、小地域ネットワーク推進事業、ふれあいサロン事業等、地域における関係者との連携を図り、身近な地域での見守りや話し相手等の生活支援ができるよう取り組んでいきます。ボランティア養成事業、子育て支援事業、住民参加型ふれあいサービス事業、権利擁護事業等、子どもから高齢者まで幅広い市民へ働きかけを行い、地域福祉活動への市民参加と協力体制の充実を図って参ります。

介護保険・障害福祉サービス事業所においては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため「事業継続計画」の作成及び研修や訓練を行います。また、データに基づき自立支援・重度化防止を推進していくため、通所介護事業所ではシステムを活用して、新設された加算である「科学的介護」「口腔、リハビリ（機能訓練）」を実施し、一つひとつのケアの質を高めてまいります。

【重点事業】

1. 生活支援体制整備事業

尾道市社協では、地域包括支援センターのある7つの圏域のうち、5圏域を尾道市から受託しています。中央圏域、北部圏域、西部圏域、南部圏域（因島・瀬戸田）に、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置して、高齢になっても安心して住み続けることができる地域づくりを進めています。具体的な取り組みとしては、地区社会福祉協議会をベースに、地域ごとに困りごとやニーズ把握を行

い、既存の社会資源を大切にしながら、必要なサービスや制度等を検討し、それぞれの地域にあった方策を考えていきます。

因島地区では、皆様のご協力により、令和2年度で第2層協議体「ケアネットフォーラム因島」を設立の運びとなりました。他の地域でも、引き続き、住民の皆さんの協力を得ながら、協議の場の設立に向け取り組んでいきます。

2. 小地域ネットワーク推進事業

過疎化や高齢化など地域の実情から起きる生活課題に対して地域住民が自らの力で解決できるような小地域ネットワークづくりを進め、地域住民同士の支え合いによる見守りや援助活動などの小地域福祉活動を推進します。

3. 生活困窮者自立支援事業（くらしサポートセンター尾道）

コロナ禍の影響を受け、望まぬ生活困窮に陥った世帯の相談支援を含め、生活困窮者の自立に向け、関係機関と連携を進めます。また、複合した生活課題を抱える生活困窮者の早期発見を図ることを目的に、関係機関のみならず地域住民への本事業の周知を行い、生活困窮者が自立した生活を行なえるよう必要な支援を実施いたします。

4. ボランティア養成事業

地域で誰もが安心して生活するために、市民参加によるボランティア活動が大切になります。新規ボランティアの養成に向けた各種養成講座の開催やボランティア団体の活動支援、ボランティア団体同士の連携強化を図ります。また、災害に備えたボランティア養成に取り組みます。

5. ふれあいサロン事業

介護保険事業の介護予防の取り組みが見直されるなかで、ますますサロンの役割が重要になってきます。地域での仲間づくりや異世代との交流を行い、人と人とを結ぶふれあいの場として、ふれあいサロン事業に取り組みます。地域の人が運営に携わり、サロンを通して地域の絆が強まるとともに、生活支援や介護予防を進める拠点として一層の充実に努めます。

6. 認知症にやさしいまちづくり事業

認知症サポーター20,000人を目標に認知症サポーター養成講座を開催し、やすらぎ支援員による認知症高齢者見守り事業の実施を行うとともに、認知症カフェ開設28カ所を目標に、認知症にやさしいまちづくりを推進します。

7. 子育て支援事業

「ブックスタート」「ブックスタート・プラス」「ブック・ステップアップ」の3事業を実施するほか、子育てサロンの充実に努めるとともに、尾道みなと祭、キッズフェスタ等の行事へ積極的に参加し、尾道市内の子育て支援者と連携しながら、

安心して子育てできるまちづくりを推進します。

8. 福祉まるごと相談窓口事業

個人や世帯が抱える、どこに相談すればいいかわからない、福祉に関する複合的な問題で悩んでいる方の相談を受け、様々な関係機関につなぐなど、つながりを保ち解決に向けて取り組みます。

また、単一機関だけでは解決が困難な複合化した課題の解決を図るために地域共生包括化推進会議の運営を行い、行政や関係機関、民間団体との円滑な連携体制の構築を目指します。併せて、制度やサービスの隙間に陥らないよう、実務者会議や課題解決会議を実施し、各関係者が集い新たな社会資源の開発等について検討し、課題解決に向けた取り組みを推進します。

【事業実施計画】

1. 法人運営事業

- (1) 理事会、監事会、評議員会の運営
- (2) 各委員会の運営
- (3) 福祉基金・ボランティア基金・金山基金の管理・運営
- (4) 会員の加入促進
- (5) 寄付金の受付

2. 地域福祉事業

(1) 地区社協等地域組織化事業

① 小地域ネットワーク事業

モデル地区に指定した地区社協と協働し、地域における福祉課題の解決に向けて、住民自治会などの地域にある様々な組織や民生委員児童委員、ふれあいサロン協力者、地域包括支援センターなどと連携して支え合いのまちづくりを推進します。また、先進地の取り組みを学ぶ勉強会やモデル地区の実践報告会を実施して事業の推進及び啓発を図ります。

② 生活・介護支援サポーター養成、スキルアップ事業

生活・介護支援サポーターを養成し、地区社協における小地域ネットワークの見守り活動との連携を図り、地域福祉活動の担い手として定着するよう取り組みます。

③ 地区社協会長会議の開催

④ 地域活動研修会

地域福祉についての意識を高め、福祉活動やボランティア活動を推進します。

(2) ふれあいサロン事業

歩いて行ける距離にある小地域単位でのサロンが求められており、地域の集会所などで閉じ込めりがちな高齢者等を対象にサロンを開催します。

なお、コロナ禍において、新型コロナウイルス感染予防として遵守項目を定め、各サロンが感染対策を講じ、安心してサロンを開催できるよう取り組みます。

- ① 研修会・交流会を開催
- ② 専門講師派遣事業
- ③ サロンへの支援

(3) 生活福祉資金貸付事業

この事業は、低所得者等の経済的自立および生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。その対応には関係機関との連携や迅速性が求められます。

また、コロナ禍で生活困窮に陥った世帯を対象とした特例貸付の借り受け世帯に対し、自立に向けた支援実施においてくらしサポートセンターを窓口に対応します。借り受け世帯の確実な自立のもと円滑な償還が行われるよう支援・指導を行います。

(4) 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

専門員や生活支援員を配置し、認知症や知的・精神等の障害により、判断能力の不十分な人を対象に、福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭管理の支援、通帳の預かり等により、地域で安心して生活ができるよう支援します。

関係機関と連携し迅速な対応をするとともに、生活支援員の養成やスキルアップを図るための研修を実施します。

(5) 法人後見事業（成年後見事業）

専門員と支援員を配置し、成年後見制度の利用が必要と思われる方を法人後見人として受任し、財産管理や福祉サービスの利用など、本人の思いを大切にしながら支援します。

また、関係機関、あんしんサポートセンターかけはし及び他市町社協と連携し、情報交換を行い、成年後見制度の啓発に努めます。

(6) 認知症高齢者見守り事業

- ① 認知症高齢者等の話し相手や見守り、家族の話し相手として、在宅で認知症高齢者等を介護している世帯にやすらぎ支援員を派遣します。
- ② やすらぎ支援員のスキルアップを図るため、研修会を実施します。
- ③ 在宅介護者の集いを年6回実施し、在宅で介護する者同士が日頃の悩みや情報を交換することで負担軽減を図ります。

(7) 認知症サポーター養成事業

地域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成するとともに、小中高等学校でも積極的に講座を開催し児童生徒等のサポーターを養成します。子どもから大人まで認知症についての正しい理解を図り、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、認知症サポーター「オレンジメイト」や認知症サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」の活動を支援します。

(8) 認知症カフェ推進事業

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な主体が地域で自主的に運営する認知症カフェの取り組みを推進します。

- ① 研修会・交流会を開催し、ボランティアの育成及び支援を行います。
- ② 認知症カフェの立ち上げに係る支援を行います。
- ③ 既存の認知症カフェの運営支援を行います。
- ④ 事業の周知及び啓発に努めます。

(9) 住民参加型ふれあいサービス事業

日常生活のちょっとした困りごとを住民同士の相互の助け合いにより支え合う「住民参加型ふれあいサービス事業」を推進します。

関係機関と連携を図り、必要なサービスと助け合いの取組の調整を行い、在宅生活の継続につなげます。サービス提供の充実を図るため、サービス会員の養成やスキルアップの講座、研修を各支所と連携して実施します。

(10) 介護器具等の貸し出し

車椅子やポータブルトイレ、杖、チャイルドシートを貸し出します。

(11) 福祉総合相談事業

- ① 弁護士、元調停委員、司法書士及び元公証人による専門相談をそれぞれ毎月1回行います。
- ② 傾聴ボランティア「コスモス」による、心の相談を実施（毎週月曜日）、日常的には職員が困り事や福祉相談に対応します。傾聴相談員のスキルアップにも取り組みます。

(12) 生活困窮者自立支援事業（くらしサポートセンター尾道）

生活困窮者が生活保護に至らないように、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

- ① 自立相談支援事業（生活課題の相談に応じ、その課題の軽減や解決を図る。）
- ② 家計改善支援事業（自ら家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てるよう支援する。）

- ③ 緊急食糧一時支援事業（広島県共同募金会の協力を得て、生活の自立にむけ緊急一時的な支援を行う。）
- ④ フードバンク事業（NPO 団体と連携し、市内の事業所から過剰入荷の食料品などの提供を受け、困窮者などに提供する。）
- ⑤ 暮らしサポートセミナーの開催（生活困窮者支援について、理解・啓発を目的としたセミナーを開催する。）
- ⑥ ひきこもり支援事業（本人の自立を促し、自立に向けた支援を行う。）

(13) 福祉まつり・社会福祉大会等の開催（予定）

- ① 第 50 回おのみち福祉まつりの開催 10 月 17 日（日）
- ② 尾道市社会福祉大会の開催 11 月 16 日（火）
- ③ 御調地区健康福祉展への参加 10 月 23 日（土）
- ④ 向島健康福祉まつりへの参加 10 月 16 日（土）
- ⑤ 地区福祉まつりへの協力

(14) 広報啓発活動

- ① 市社協だよりの発行（年 6 回 全世帯）
全世帯に配布し、福祉情報、ボランティアの啓発を行います。
- ② 令和 3 年 4 月よりホームページをリニューアルし、各部署で更新作業を行い、タイムリーな情報の発信に努めます。また、各種チラシ、地元新聞、FMおのみち等による広報活動を行います。

(15) 地区社会福祉協議会との連携強化

旧尾道市内においても、定期的な地区社協会長会議を開催し、各種事業の説明・協力依頼を行い、情報の共有を図り希薄化した地域のつながりを深めていけるよう進めていきます。

(16) 民生委員児童委員協議会との連携

民生委員会長会議にて、市社協が行っている事業の説明や情報の提供を行い、各種取組みへの協力を依頼します。今後もスムーズな連携が図れるよう情報の共有に努めます。

(17) 生活支援体制整備事業

尾道市社協では、地域包括支援センターのある 7 つの圏域のうち、5 圏域を尾道市から受託しています。中央圏域、北部圏域、西部圏域、南部圏域（因島・瀬戸田）に、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置して、高齢になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めています。圏域ごとの生活支援コーディネーターが地区社会福祉協議会に働きかけを行い、研修会や勉強会の開催、地域の困りごとやニーズ把握により具体的な仕組みづくりを進めていきます。

因島地区では、皆様のご協力により、令和2年度で第2層協議体「ケアネットフォーラム因島」を設立の運びとなりました。他の地域でも、引き続き、住民の皆さんの協力を得ながら、協議の場の設立に向け取り組んでいきます。

(18) 子どもサポート事業

家庭の事情などで学習環境等が整わない小学1年生～3年生向けに、家庭や学校とも違う第三の居場所を提供します。子どもの生活リズムを整え、学びへの意欲を高めることで、子どもが将来の自立につながる力を身につけるよう支援します。

日本財団の助成により、平成29年度に尾道拠点を、平成30年度には因島拠点を開設しました。令和3年度は、尾道拠点が日本財団の助成事業から尾道市委託事業に移行しますが、引き続きこれら2拠点を充実した運営に努めます。

(19) 福祉まるごと相談窓口事業

どこに相談すればいいかわからない、8050問題や引きこもりなど多くの課題を抱えて悩んでいらっしゃる方に相談員が寄り添い、様々な関係機関につなぐなど、解決に向けて取り組みます。

単一機関だけでは解決が困難な複合化した課題の解決を図るために地域共生包括化推進会議の運営を行い、行政や関係機関、民間団体との円滑な連携体制の構築を目指します。併せて、制度やサービスの隙間に陥らないよう、実務者会議や課題解決会議を実施し、各関係者が集い新たな社会資源の開発等について検討し、課題解決に向けた取り組みを推進します。

(20) 子どもの居場所づくりネットワーク事業

子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくり事業に取り組む団体のネットワークを構築し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに育つ地域環境づくりのため、相談支援等を行います。

3. 福祉人材養成事業

(1) ひとり親家庭の就労支援講座

医療事務講座、調剤薬局事務講座、簿記講座、パソコン教室などの就労に役立つ講座を開催します。(母子・父子福祉事業へ再掲)

(2) 大学、専門学校など社会福祉援助技術実習生の受け入れ

(3) 日本赤十字社講習会

(4) 地域人材確保推進体制整備事業

福祉・介護人材の確保に向けて、次の取組を実施します。

① 高校生に向けた福祉・介護職理解促進出前授業

② 高等学校の進路指導に関わる先生に向けた福祉・介護職説明会の実施

③ 高校生に向けた福祉・介護職説明会の実施

4. 福祉教育推進事業

- (1) 児童・青少年を対象とした福祉教育
 - ① ボランティア活動実践校事業
 - ② 出前福祉教室の開催（車椅子、手話、点字、高齢者擬似体験等）
 - ③ 夏休みヤングボランティアスクールの開催

5. ボランティア活動推進事業

市民参加のボランティア活動を推進し、多様なニーズに対応できるボランティア組織の育成を図るとともに、ボランティア団体やNPO法人、学生ボランティアとの連携を深め、福祉のまちづくりを進めるために次の事業を実施します。

- (1) ボランティアセンターの運営
 - ① ボランティアの相談対応、派遣及び調整
 - ② ボランティア活動の資料収集及び情報提供
 - ③ 各ボランティア連絡協議会の支援
 - ④ 尾道市ボランティアネットワークの支援
 - ⑤ ボランティア活動保険・行事用保険等の受付
 - ⑥ 福祉活動機材の貸し出し
 - ⑦ 尾道市被災者生活サポートボラネットの推進
 - ⑧ 災害ボランティアの養成及び支援
- (2) ボランティア交流会の開催

新たな知識や考え方を身に付けるとともに、ボランティアの交流を図り、ボランティアの活動啓発や情報交換を行うことで、ボランティア活動が次世代につながることを促進します。
- (3) お掃除ボランティア「さわやか」の活動

独居または高齢者世帯等を対象に、自宅にゴミや不要なものが溜まり、困っている方に対して、自宅の清掃等を支援して、衛生環境を整備し、在宅生活継続に向けた支援を行います。

6. 高齢者福祉事業

- (1) 第47期尾道いきいき大学

60歳以上の方に生涯学習の機会を提供し、新しい仲間づくりと実り豊かな人生を送っていただくため、次の講座を実施します。

 - ① 教養講座（年8回）
 - ② 実技講座（毎月2回 全20回）

書道かな・書道漢字・絵画・自由花・野菜・英会話・俳句・茶道・パソコン（木・金の2コース）
- (2) 敬老会（各地区社協・町内会等で実施）

敬老の日を中心に、見守り活動等も含めて地区社協・町内会単位での開催を支援します。

7. 障害者福祉事業

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、支援者を養成する各種講座の開催や、障害者の社会参加を促進するため、次の事業を行います。

(1) 障害者社会参加促進事業

本所、支所がそれぞれ障害者の社会参加と自立を推進する、各種講座やボランティアの養成講座を実施します。

- ① 各種養成講座（手話、点訳、朗読、要約筆記）
- ② コミュニケーション支援事業の実施（手話通訳者、要約筆記者の派遣）
- ③ 障害者スポーツ教室の開催（水中ウォーキング、スポーツ吹き矢、水泳教室、ボッチャ、グランドゴルフなど）
- ④ 啓発普及事業（「障害者週間」尾道福祉大会の開催）
- ⑤ 生活訓練事業（中途失明者及び知的障害者のための講演会及び料理教室など）
- ⑥ 視覚障害者への点字広報・音声情報の提供
- ⑦ IT総合推進事業（パソコン教室）
- ⑧ 芸術文化講座（習字教室）

(2) 尾道市地域自立支援協議会等への参加

(3) 尾道市身体障害者福祉協会、尾道手をつなぐ育成連合会等、障害者当事者団体への支援・協力

8. 児童福祉事業

(1) 子育て支援事業

- ① ブックスタート事業（4カ月児を対象）
- ② ブックスタート・プラス事業（1歳6カ月児を対象）
- ③ ブック・ステップアップ事業（3歳児を対象）
- ④ 子育てサロン事業（子育てサロン連絡協議会の開催、子育てサロン交流会）
- ⑤ 子育て講演会の開催
- ⑥ おやこタイム、おやこ広場等子育て支援事業
- ⑦ 保育ボランティア及び読み語りボランティア養成講座

(2) 子育て支援組織への参画

- ① 尾道子育て支援ネットワークへの協力
- ② 医師会少子化対策等検討委員会、要保護児童対策地域協議会、健康おのみち21等への参加

9. 母子・父子福祉事業

(1) ひとり親家庭の就労支援講座

医療事務講座、調剤薬局事務講座、簿記講座、パソコン教室などの就労に役立つ講座を開催します。

(2) 尾道市母子寡婦福祉連合会との協力

10. 尾道市総合福祉センター等の管理

- (1) 尾道市総合福祉センターの管理(指定管理者として円滑な運営を推進)
- (2) 尾道市向島福祉支援センターの管理(指定管理者として円滑な運営を推進)
- (3) 尾道市因島総合福祉保健センターの管理(受託事業として円滑な運営を推進)

11. 尾道市総合福祉センター事業(別紙)

高齢者、障害者、児童、母子・父子等各センター対象者の福祉増進のための講座、行事及び三世代交流の事業を実施します。

- (1) 老人福祉センター事業
- (2) 障害者福祉センター事業
- (3) 児童センター事業
- (4) 母子・父子福祉センター事業

12. 共同募金事業への協力

令和3年度も前年度同様に、目標額を2,150万円とします。市社協だよりなどを活用し、共同募金の役割と配分の仕組みなどを継続的に周知・啓発し、市民へ理解と協力をお願いします。戸別・街頭・法人・学校・職域のほか、各種イベント等幅広く募金運動に取り組みます。

寄せられた浄財は、市内の地区社会福祉協議会やボランティア団体、福祉団体の活動費及び本会の事業費として有効に活用します。

13. 地域包括支援センター事業(尾道市西部地域包括支援センター)

高齢者の能力を見極め、ADLやIADLの活動を高めつつ、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現の取組を支援していく、「自立支援型ケアマネジメント」を実践するとともに、以下の4点を中心として地域包括支援体制を確立します。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

尾道市西部圏域在住の高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせるまちとなるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置し、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図ります。

(2) 介護予防の推進

地域住民や専門職と連携し、高齢者が元気な時から地域における将来の課題を見据えた予防的対応を推進します。

(3) 認知症施策の推進

社会資源や地域課題の把握を行い、本人の状態を理解したうえで地域の見守り等も含めた環境調整を行い、切れ目のない支援体制の構築を進めていきます。

(4) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図ります。

14. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業所の運営（本所・瀬戸田支所）

〔事業所目標〕

○尾道市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

「社会情勢や地域包括ケアシステムの深化を踏まえ、尾道市内の地域ごとの特色を知る。」

「利用者の生活を支えるため、アセスメントを深め関係機関との連携を図る。」

○尾道市社会福祉協議会すずらん居宅介護支援事業所

「感染症対策をし、他職種と連携協力できる。」

「利用者のストレングスの視点をもつプランを作成できる。」

「令和3年度介護報酬改定を理解する。介護ソフトを活用し効率化を図る。」

(2) 訪問介護事業所（ホームヘルパー）の運営（本所・瀬戸田）

〔事業所目標〕

○尾道市社会福祉協議会訪問介護事業所

「システムを活用することで業務の効率化を図り、捻出した時間でより質の良いサービスを提供する。」

○尾道市社会福祉協議会すずらん訪問介護事業所

「援助内容を把握し、利用者のことを考え笑顔でサービスを行う。」

「健康に過ごす。(利用者・自分・家族)」

「時間に余裕を持ち安全に事故のないよう行動する。」

「関係者との連携を図る。」

(3) 訪問入浴介護事業所の運営（本所）

〔事業所目標〕

○尾道市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所

「職員全員で協力し、利用者の安全に留意した移乗動作を確実にを行い、安心で快適なサービスを提供する。」

(4) 通所介護事業所（デイサービス）の運営（本所・因島）

〔事業所目標〕

○尾道市社会福祉協議会ふれ愛デイサービスセンター

「ご利用者様がご利用者様らしく生活できるように支援し、自分が利用したい、家族に利用させたいデイサービスを目指す。」

○尾道市社会福祉協議会因島デイサービスセンター

『初心にかえり、目配り・気配り、職員間の「ほう・れん・そう」を的確に』

15. 障害福祉サービス事業

障害者福祉サービス事業においては、介護保険事業において自立支援を行ってきた各種事業に関するノウハウを障害福祉サービスに反映させ、地域住民から発せられるニーズに耳を傾けます。

- (1) 訪問介護事業所の運営（本所・瀬戸田支所）
- (2) 訪問入浴介護事業所の運営（本所）
- (3) 通所介護事業所の運営（本所）

(別 紙)

尾道市総合福祉センター事業

【老人福祉センター事業】

尾道市在住の60歳以上の方を対象に、出かけるきっかけづくりとなる教室・行事の企画・運営を行い、みなさんに健康で明るい生活を送っていただけるよう応援します。

- 機能回復訓練 ○ぼかぼか体操 ○じんわりストレッチ
- 男のストレッチ ○うたを楽しもう ○囲碁・将棋クラブ
- うたごえ体操（身体を動かして楽しむ） ○ここからケア
- むつみ会（一人暮らし高齢者の集い）
- 脳もいきいき（脳を活性化させる） ○三世代交流事業
- お気楽クラブ（機能回復訓練室利用者対象）
- 健康年齢を上げる呼吸法と体操

【同好会】

- 絵手紙 ○クッキング ○男の手料理（金・土コース）

【障害者福祉センター事業】

尾道市在住の障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方を対象に、外出や社会参加のきっかけづくりとなる教室・行事の企画・運営や機能回復訓練などの事業及び各種の相談に応じます。

- 機能回復訓練 ○パソコン入門 ○楽しむハーモニカ
- あったかタイム ○つどい ○はーとらんど
- チャレンジタイム ○うたの花束
- スポーツを楽しもう（水中ウォーキング、スポーツ吹き矢）
- ふでふで工房（知的障害者のための習字クラブ）
- 障害者のための囲碁クラブ ○介助ボランティア養成講座
- 各教室の交流会

【同好会】

- 栗クラブパソコン ○友遊パソコン ○習字同好会

【児童センター事業】

尾道市在住の0歳から18歳までの子ども達のための施設です。

“あそび”を通して子どもの創造性・自主性・社会性を育むための色々な活動や行事など子どもの居場所作りを行っています。また、子育ての悩みを共有し、子どもの発達や虐待などの早期発見に努めています。(就学前の子どもは保護者同伴で利用)

- 自由遊び（竹馬、一輪車、卓球、おはじきカロム、カプラ、遊具など）
- あーと・らぼ（就学前の親子対象） ○えほん・よみかたり
- けん玉であそぼう ○カプラであそぼう ○コマであそぼう
- 茶道をたのしもう ○子どもいけばな教室 ○お手玉で遊ぼう
- こども歳時記体験（四季の行事体験） ○夏休みチャレンジ教室
- おたのしみ会 ○イベント（観劇、運動遊びなど）

【母子・父子福祉センター事業】

尾道市在住のひとり親（母子・父子）家庭、寡婦の人、乳幼児の親子のための施設です。就労支援講座や子育て支援の講座などを開催しています。また、ひとり親家庭の交流の場として親子交流会を行っています。

- 就労支援講座（医療事務講座、調剤薬局事務講座、簿記講座、パソコン教室など）
- ひとり親家庭の親子交流会（創作活動、バーベキューなど）
- 乳幼児の親子の交流事業（おやこタイム、おやこ広場など）

【同好会】

- 尾道市母子寡婦福祉連合会の同好会（煎茶、料理）